
平成21年 第2回 5月(臨時) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成21年 5月29日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成21年 5月29日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(日程第2～日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 第31号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 6 会議録署名議員の署名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	17 番 片岡 誠二君
18 番 下川 俊秀君	19 番 米満 一彦君

欠席議員 (1名)

16 番 堀田 英雄君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	中野 諭君
市民部長	………	小島 一行君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
建設産業部長	………	野上 忠良君	教育部長	………	中村信一郎君
上下水道局長	………	佐藤 満洋君	市立病院事務長	…	行徳 幸弘君
消防長	………	一田 健二君	総務課長	………	白尾 啓介君
経営企画課長	………	松尾 壮吾君	課税課長	………	門司 清君
人権男女共同参画課長	………				林 文男君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君	教育総務課長	………	一田 和彦君
営業課長	………	有川 善博君	下水道課長	………	永野 博之君
市立病院課長	………	成光 嘉明君	財政課長補佐	………	高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で定足数に達しております。
これより平成21年第2回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。
なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

日程第2. 承認第1号

日程第3. 承認第2号

日程第4. 承認第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、承認第1号から日程第4、承認第3号までの専決処分3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第1号から承認第3号までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年3月31日に地方税法の一部が改正されたことに伴い、中間市市税条例等、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、改正法の施行日が4月1日となっておりましたことから、これらの条例改正においても同日を施行日として、3月31日付で専決処分としたものでございます。

改正の主な内容についてその概要をご説明申し上げます。

まず、中間市市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

住民税に関する改正におきましては、1点目は、住宅借入金等特別控除が創設されたものでございます。この制度は、平成21年から平成25年までに入居した所得税の住宅ローン控除の適用者に対し、所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除する制度

であり、控除限度額は9万7,500円でございます。

2点目は、上場株式の配当所得と譲渡益に対する税率の特例が平成23年12月31日まで延長されるものでございます。

また、固定資産税につきましては、1点目は、平成21年度から平成23年度までの間、土地に係る負担水準の均衡化を進めるため、現行の負担調整措置を継続するものでございます。

2点目は、据え置き年度におきましても、評価額を下落修正することができる特例措置を継続するものでございます。

3点目は、非課税等特別措置の主な改正として、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置が創設され、また、看護師等の医療関係者の総数を確保するため、医療関係者養成所において直接教育の用に供する固定資産に係る非課税措置について、非課税対象となる設置主体が拡充されるものでございます。

次に、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、条例中引用しております条文の整備を行うものでございます。

最後に、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を現行の9万円を10万円に引き上げるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

承認第3号ですか、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を変えんとして、この中で介護保険9万円から10万円に値上げをすると、限度額をですね、いう内容なんですけど、こういう市民の生活にとって大きな影響を及ぼすものを専決処分という形で、いわゆる議会の中で十分審議ができない、また、いろいろ議会がどういう態度をとろうとも効力を発しないというかそういうものが専決処分です。どうしてこういう専決処分という形を選ばれたのか。確かにこの3月31日に国が決めて4月1日に実施ということなんですけど、これはそのまま地方が国の下請機関とみなされるような状況で、専決処分としてできるのかと、内容が値しないのじゃないかと。我々議員は市民の負託を受けてここに上がってきてるわけです。ですから市民生活に大きな影響を及ぼす内容については、これはもう十分審議もしながら、そして議決を図っていかないかんと思うんですが。この専決処分というのはそういうものを排除すると言ったらちょっと言い過ぎかも知れないけども、そういう内容ですよ。

私が言いたいのは、市長はどうして4月1日に専決処分を、市民生活に値上げというよ

うな状況を行うのかということなんです。つまり、市長は幾ら国が決めても市としてはこうしますよというそういう権限を持ってるはずです。だから国が法律を決めてそれを発効するということでも、市としてはやっぱり議会の審議を十分行っていくために中間市においてその発効を遅らせると、議決を遅らせるということが可能じゃないのかと、その点市長どう思われるかちょっとお伺いしたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市会議員さんたちは市民の代表ということでございますけども、国会でこれは十分審議されて通ったものでございます。国会議員さんも国民の代表が十分審議した結果こういうことでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

地方自治体を一体どういうふうにとらえておるのかなと思うんです。地方は国がやってきたことをそのまま受け入れるというものではないはずですよ。市長は市民の代表ですから、市民の生活に十分影響があるものについては、これは十分検討すべきじゃないのかなというふうに思うんです。例えば国がいろいろ決めて、そして地方自治体に押しつけても、地方自治体としてはそれは承認できないということになれば、国が幾ら決めても通らない、そういうことだってあるはずですよ。実際あってますから。だからそういうものとしてやっぱり地方自治を十分に発揮してもらいたい。こういうふうに思うんです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは国の決めた法律でございます。これは全国そういうふうなこと法律を私どもは守らないかんわけでございます、一つの市そういうふうなことで反乱を起こすわけにもまゐりませんし、国が決めた、国が十分審議した上で法律を決めたそれに私どもは従う義務がございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この場では意見の食い違いというかそういう食い違いがあるんですけど、行き違いがあるようにあるんですけど、やっぱり地方自治とは一体何なのかというのを十分これから研究しながら、そして地方で何ができるのかということも、これは我々としても十分やっていかないかんと思うんです。だから国の言うことをそのままはいはい、そうですかとい

うことにはならないというふうに思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは私ども国が言うことをはいはい、ほいほいと聞いているわけでも何でもございません。国が国会議員の皆さんがちゃんと審議をしてそれで法律が決まった、それを私どもは守る、地方自治体の首長として当たり前のことじゃないですか。

○議長（井上 太一君）

いいですか。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

承認第1号中間市市税条例等の一部を改正する条例について、日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたします。

条例第3条の改定では、上場株式等の配当、譲渡益に対する所得税15%と住民税5%を、所得税7%と住民税3%にする軽減税率を、2009年1月1日から2011年12月31日まで3年間延長するものです。大資産家優遇との批判もあり、昨年の改定で2009年1月1日から配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10%の軽減税率とし、2011年1月1日からは20%の本則に戻すとしていましたが、本改定では10%軽減率を復活延長することになりました。

国税庁の申告所得調査によると、国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10人で、これらの人の所得は上場株式等の配当、譲渡益が6分の5と推定されており、1人当たり15億4,000万円が減税されることになります。

以上のことから承認第1号中間市市税条例等の一部を改正する条例について反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

承認第3号について、先ほども述べましたように介護保険納付が限度額9万円が10万円に引き上げていくという内容であります。ただでさえ今生活が厳しい中で、市民生活にこういう大きな影響を及ぼすような内容について到底承服しかねません。そういうことで、

共産党としてはこれに反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第5. 第31号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第31号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第31号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、５月１日に出されました人事院勧告に基づき、特別職及び一般職の給与の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、市長、副市長及び教育長におきましては、本年度の６月期の期末手当の支給率を１．６月から１．４５月とし、０．１５月分を削減することといたしております。

また、市議会議員の皆様方の期末手当におきましても、同様に０．１５月分の削減を提案させていただくものでございます。

一方、一般職職員におきましては、本年度の６月期の期末手当の支給率を１．４月から１．２５月とし、０．１５月分を削減するとともに、勤勉手当の支給率を０．７５月から０．７月とし、０．０５月分を削減することとし、期末手当と勤勉手当を合わせまして０．２０月分を削減し、支給率を２．１５月から１．９５月とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第３１号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

この給与等に関する条例ですね、人事院勧告ですけれども、これまでいわゆる７月末までの一般の民間企業を１万を超える企業について、しかも調査をしてきた。しかも対面調査と言って具体的に出勤して行って調査をしてきた。ところが今回は緊急に、新聞報道でも異例だというふうなことなんです、わずか二千五、六百の企業、しかもこれを郵送などで調査をするというような非常にずさんなものだと。国会でもこれ日本共産党の議員団から追及をされて、谷総裁もこれは全体を反映したものではないというふうに言わざるを得ない、そういう代物です。こういうものを出されたということは約６００万人に影響を及ぼすというふうに言われてますが、この中間市においても、多くの職員含めて、しかも民間企業にも大きな影響を及ぼすものです。こういうものについて我々が、何と申しますか、今非常に不況な状況に陥ってますよね。だからそのときに今、内需を活発にしなければ

ばならないと、こういうふうに言われている時期ですが、この勧告というのはそれに逆行するものです。しかもこの勧告は民間にとってはボーナス、賃下げ、そうしたものの一つの口実になっていくということが言われています。こういう内容のものを共産党としては到底認めることはできないと、このことを申し上げながら反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第31号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び古野嘉久君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成21年第2回中間市議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前10時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 掛 田 る み 子

議 員 古 野 嘉 久